

山梨県公報

第千二百八十号

平成十四年

四月十五日

月 曜 日

目次

自然環境保全地区及び自然記念物の指定の一部改正	二二九
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	二二九
狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査の実施	二二九
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出	二二〇
大規模小売店舗の新設に関する届出	二二一

告 示

山梨県告示第百八十五号

自然環境保全地区及び自然記念物の指定（昭和五十年山梨県告示第七百四十四号の二）の一部を次のとおり改正する。

平成十四年四月十五日

山梨県知事 天 野 建

二の表中「日野原のオオムラサキ及び生息地」を「日野のオオムラサキ及び生息地」に改める。

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十四年四月十五日

山梨県知事 天 野 建

一 申請のあった年月日 平成十四年三月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 生活介護支援くまちゃん
- 2 代表者の氏名 熊坂貞子
- 3 主たる事務所の所在地 大月市猿橋町猿橋百九十五番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、相互扶助の精神に基づき地域住民に対して、福祉活動に関する事業を行い、高齢者、障害者及び児童、幼児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

● 狩猟免許試験及び狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施

鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正七年法律第三十二号）第七条及び第七条ノ四の規定により、狩猟免許試験等を次のとおり実施する。

平成十四年四月十五日

山梨県知事 天 野 建

第一 狩猟免許試験

一 試験日時

平成十四年八月二十二日（木）及び同月二十三日（金）（いずれの日であるかは、申請者ごとに知事が別に指定する。）午前九時二十分から午後四時まで

二 試験場所

中巨摩郡敷島町島上条千二十番地 敷島総合文化会館

三 受験資格

鳥獣保護及狩猟二関スル法律第五条又は第六条に該当しない者

四 試験科目

- 1 適性試験 視力、聴力及び運動能力
- 2 知識試験 鳥獣保護及び狩猟に関する法令並びに猟具及び鳥獣に関する知識
- 3 技能試験 猟具の安全な取扱い方、瞬間的な鳥獣の判別等

五 受験手続

1 提出書類

次に掲げるものとする。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。

- (一) 鳥獣保護及狩猟二関スル法律第七条第一項に規定する狩猟免許申請書
- (二) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている場合は、その許可証の写し

- (三) (二)の許可を受けていない場合にあつては、その者が鳥獣保護及狩猟二関スル法律第六条第二号又は第三号に該当しないことについての医師の診断書
- (四) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・六センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 一枚
- 2 狩猟免許申請手数料 五千三百円。ただし、鳥獣保護及狩猟二関スル法律第七条第三項各号に掲げる者にあつては、四千元(狩猟免許申請書に狩猟免許申請手数料に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。)
- 六 申請書の受付期間
平成十四年六月三日(月)から同月二十八日(金)まで(県の休日を除く。)。ただし、郵送の場合は、六月二十八日までの消印のあるものは有効とする。
- 七 申請書の提出先
申請者の住所地を所管する地域振興局林務環境部の森づくり推進課
- 第二 狩猟免許の更新に係る適性検査
 - 一 適性検査の日及び場所
住所地を所管する地域振興局林務環境部において確認すること。
 - 二 適性検査の対象者
平成十一年四月十六日以降に鳥獣保護及狩猟二関スル法律の規定により狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を受けようとするもの
 - 三 適性検査の内容
視力、聴力及び運動能力
 - 四 適性検査に併せ次のとおり講習を実施する。
鳥獣保護及び狩猟に関する法令並びに鳥獣の判別及び猟具の取扱い
 - 五 申請の手続
 - 1 提出書類
次に掲げるものとする。ただし、第一の五の1ただし書の許可を受けている者が申請の際に当該許可証を提示した場合には、(二)の書類の提出は要しない。
(一) 鳥獣保護及狩猟二関スル法律第七条ノ四に規定する狩猟免許更新申請書
(二) 第一の五の1の(二)に掲げる書類
(三) 第一の五の1の(三)に掲げる書類
(四) 第一の五の1の(四)に掲げる書類
 - 2 狩猟免許更新申請手数料 二千九百円(狩猟免許更新申請書に二千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。)
 - 六 申請書の受付期間

平成十四年六月三日(月)から同月二十八日(金)まで(県の休日を除く。)。ただし、郵送の場合は、六月二十八日までの消印のあるものは有効とする。

七 申請書の提出先
申請者の住所地を所管する地域振興局林務環境部の森づくり推進課

第三 問い合わせ先
詳細については、山梨県森林環境部みどり自然課(電話〇五五 一三三三 一五二一〇)又は申請者の住所地を所管する地域振興局林務環境部に問い合わせること。

●大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年八月十五日まで縦覧に供する。
平成十四年四月十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
1 氏名又は名称 株式会社八ヶ岳モールマネジメント 代表取締役 藤井弘毅
- 2 住所 東京都豊島区高田二丁目十七番二十二号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 八ヶ岳小淵沢リゾートアウトレットモール
(二) 所在地 北巨摩郡小淵沢町大字小淵沢字出口四千番
 - 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
1 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	1 出入口の数 二 出入口の位置 三 出入口の位置	1 出入口の数 二 出入口の位置 三 出入口の位置 四 出入口の位置
2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	1 出入口の数 二 出入口の位置 三 出入口の位置	1 出入口の数 二 出入口の位置 三 出入口の位置 四 出入口の位置

3 変更する年月日
県が駐車場の位置の変更について、軽微な変更として認める日

三 届出年月日
平成十四年三月二十七日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年八月十五日まで縦覧に供する。

平成十四年四月十五日

山梨県知事 天 野 建

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 大和情報サービス株式会社 代表取締役 榎本昌譽

2 住所 東京都台東区上野七丁目十四番四号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 アクロスプラザ国母

(二) 所在地 甲府市大里町三百五十一 一番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二	山梨県甲府市徳行一 二一十八

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成十四年十二月二日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千六十五・〇九平方メートル

三 届出年月日

平成十四年四月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番